

平成 19 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社フジテレビジョン
代表者名 代表取締役社長 村上 光一
(コード番号 4676 東証第一部)
問合せ先 取締役 飯島 一暢
経営企画局長
TEL. 03-5500-8888 (大代表)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は本日、株式会社ライブドア（以下、「ライブドア」と言います。）を相手方として、損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の原因及び提訴するに至った経緯

当社は、平成 17 年 5 月 23 日を払込期日とするライブドアが同社のポータルサイト関連事業資金に充当することを目的に実行した第三者割当増資 133,740 千株(1 株当り 329 円：総額約 440 億円)をライブドアの募集に応じて全株引受け、同株式を取得いたしました。しかしながら、平成 18 年 1 月 16 日にライブドアに対して有価証券報告書の虚偽記載を含む証券取引法違反容疑により東京地方検察庁の強制捜査が開始され、それ以降、平成 18 年 3 月 13 日には有価証券報告書の虚偽記載等を理由にライブドア株式の上場廃止が決定し、平成 18 年 4 月 14 日付で上場廃止となりました。また、東京地方検察庁は、平成 18 年 3 月 14 日にライブドアを証券取引法違反容疑で起訴しました。

当社は、その間、当該保有株式の取り扱いにつき慎重な検討を行ってまいりましたが、最終的に平成 18 年 3 月 16 日に宇野康秀氏（株式会社 USEN 代表取締役社長）に対して当社保有株式の売却を実行いたしました。その結果、当社は、少なくとも、宇野氏に対する売却額約 95 億円（1 株当り 71 円）と当初の払込額約 440 億円との差額である約 345 億円の損害を被りました。

当該損害につき当社はこれまでライブドアに対して証券取引法第 18 条（不実の有価証券届出書の届出者の賠償責任）を根拠として賠償を請求してまいりましたが、現時点でライブドアからの支払はありません。

平成 19 年 3 月 23 日のライブドアに対する東京地方裁判所の有罪判決を踏まえて、本日、東京地方裁判所にライブドアに対して損害賠償を求める民事訴訟を提起いたしました。

2. 訴訟を提起した相手

(1) 社 名 株式会社 ライブドア

- (2) 代 表 者 代表取締役社長 平松 庚三
- (3) 住 所 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号

3. 訴訟の内容及び損害賠償請求額

- (1) 訴訟の内容
証券取引法第 18 条に基づく損害賠償請求
- (2) 損害賠償請求額
345 億 492 万円及びそれに対する遅延損害金

4. 今後の見通し

本訴訟が今期の当社個別業績及び連結業績に及ぼす影響はありません。

なお将来の当社個別業績及び連結業績に与える影響は現時点では明らかではありません。影響を与えることとなった場合は速やかに開示いたします。

以 上